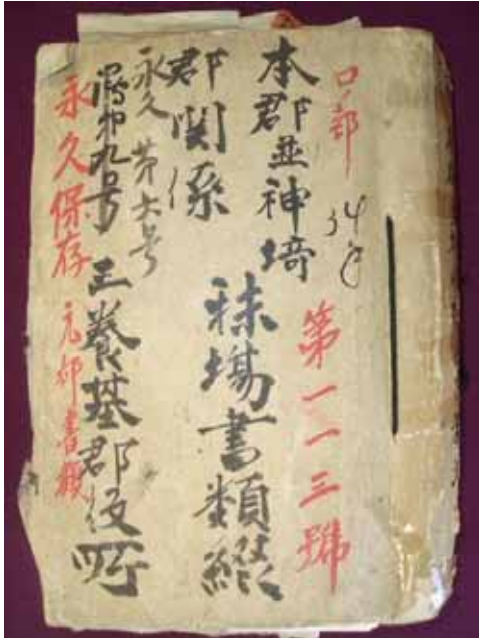


三養基郡役場「本郡並神埼郡関係秣場関係書類」明治34年



明治34年、山林局による国有林野の境界査定がありました。この際、上峰村大字堤字三本黒木の口、国有原野250町歩の地籍境界をめぐって三養基郡上峰村大字堤、同郡中原村大字原古賀、神埼郡東脊振村大字石動の間に紛議が発生しました。

関係3ヶ村並びに三養基郡・神埼郡の郡書記が立会い、県庁においても協議会が開催されました。

この紛議に関して、東脊振村大字大曲字大曲総代外2名から「字三本黒木」は大曲も関係する入会秣場があるから、公明正大な措置を仰ぎたいと、紛議の「事由書」を提出されています。

この境界に係る紛議は明治10年にも発生し、係官が現地で調整にあたりましたが養父郡原古賀村と三根郡堤村の住民は納得せず、原古賀側は長崎県大書記官河内直方に「秣場境界二付願」を提出、堤村も同一形式の願書を河内大書記官に提出しています。

歴史的文書閲覧室が保管している三養基郡役場「本郡並神埼郡関係秣(まぐさ)場関係書類」に、次の文書が残っており、藩政時代の鍋島藩家老、神代鍋島(長崎県雲仙市神代町、鍋島藩飛地)7代・領主鍋島茂興が裁定した「鍋島

隼人（はやと）覚」 写が証拠書類として添付されています。

秣場の入会は、藩政時代から慣習として継承され、秣場への進入経路も、この「覚書」により宝暦6年（1756年）に定められています。

「第五百七十二号

貴管下養父郡高柳村及三根郡船石邨外三ヶ村ト當郡石動村大曲村ニ於テ從來請山ト唱へ入會伐り来候・・・(以下省略)」

その内容の概訳は

第572号

貴管下の養父郡高柳村及び三根郡船石村外3ヶ村と当郡石動村大曲村では従来から請山（注 他村の山に年限を決め、証文を入れ、山手米（一種の小作料）を差し出して立ち入ること。）とした原野の秣場を入会としていました。

ところが関山の拝借願いについて当郡大曲村住民・石動村と貴郡村の住民との間で争いが生じています。

当該秣場については、従来通り前記の8ヶ村の入会とするよう「宝暦年度旧藩指定」の証拠書類を添えて大曲村住民から願出があったところです。

旧来の通りの入会で許可する手続きをしていました。貴郡において旧来以外の方法で許可された場合、神埼2村に支障をきたすので、これまでの事情をもって考慮いただくよう「宝暦年度証書類写」添えて照会します。

明治16年10月31日

神埼郡役所

基肆三根養父郡役所 御中

鍋島隼人覚書 写

覚

神埼郡石動上下村大曲村三根郡船石
村出来町村堤村屋形原村養父郡高
柳村都テ八ヶ村田草秣用三根郡草山一
通り古代ヨリ請山ニテ草伐来候由然ル
処大曲村之者共ト三根養父語ヶ村之者共
山入道筋及争論候二付相改候大曲村
之者共ヨリ右草山元来入逢伐来候二付

山々道筋之義八勝手次第山入仕来
候段申出三根養父五ヶ村之者共ヨリ八
大曲村山入道筋之義八岩内山ヨリ
入嶺筋ヨリ入逢ニテ口前ヨリ草伐
来候処近年屋形原村内ヲ通り芽
谷大谷二入草伐取候義新義之由
申出双方慥成證據トモ無之二付
今度草山見分之上左ニ書載之
通村々山入道筋被相定候

- 一 大谷筋 高柳村
船石村
出来町村
- 一 茶子坂筋 出来町村
- 一 芽谷筋 堤村
屋形原村
- 一 坦金堂筋 屋形原村之内
- 一 岩内筋 鳥越村
- 一 あら田道筋 大曲村
右あら田道筋ヨリ芽谷へ新被
相定候
- 一 坦金堂筋前々ヨリ被相定候通り
石動上下村

右之通山入道筋被相定候間自今以後
右道筋ヨリ往来仕以前之通り山々
入逢ニテ互熟談ヲ以テ草伐可申
候右山ニ草立沢山有之耕作用事
手支無之由ニ付春草之義八日隈
村々申談之上掛リ可申候勿論
猥ニ伐取之義可為停止候畢竟
切勝ニいたし候処ヨリ何角
申論候根元ニ候条村之者共能
々令熟談伐取可申候

右之趣今般御僉義之上被リ相定候
条何れも可特其意候向後違
乱為無之三郡之大庄屋へ書付

相渡置事二候間聊猥之義
有之間敷候此上若し非分之
義於有之八其科可被仰付
其間其旨可相聞者也

寶曆六年九月 鍋島隼人
神埼郡大庄屋
小宮久左衛門
石動村上下大曲村
庄屋中

解説

鎮西山北部の草山は神埼郡石動上村、同下村、同郡大曲村、三根郡舟石村、出来町村（切通村）堤村、屋形原村、養父郡高柳村の8カ村が「田草秣（刈敷きの肥料や馬牛の餌）」用として宝暦（18世紀前半）以前から「請山」として伐りとして使用していた。

宝暦6年（1756年）神埼郡大曲村の者と三根郡・養父郡5ヶ村の者が「山入り道筋」（草山に入る道筋）について争いが生じた。藩当局が調査したところ次のような事情が判明した。

大曲村の者たちは、右の草山は「入り逢い伐り来る」（共有地として刈り取る）からといって山の道筋についても「勝手次第」（どの道から入ってもよい）といっている。しかし、三根郡・養父郡5ヶ村の者は、大曲村の者は以前から岩内より「嶺筋」（尾根づたいに）山々に入り草を刈ってきているのに、近年は屋形原村を通り「茅谷大谷」に入り草を刈っているのは「新儀」（新しいやりかた）であると抗議した。

そこで藩としては、双方に確かな「証拠」もないので「草山」を検分して次ように「入り道」を定めた。

- | | |
|---------|--------------------|
| 一 大谷筋 | 高柳村
船石村
出来町村 |
| 一 茶子坂筋 | 出来町村 |
| 一 芽谷筋 | 堤村
屋形原村 |
| 一 坦金堂筋 | 屋形原村・鳥越村 |
| 一 岩内筋 | |
| 一 あら田道筋 | 大曲村 |
- 右あら田道筋より芽谷へ新道相定め目られ候

一 坦金堂筋より相定め置かれ候通り

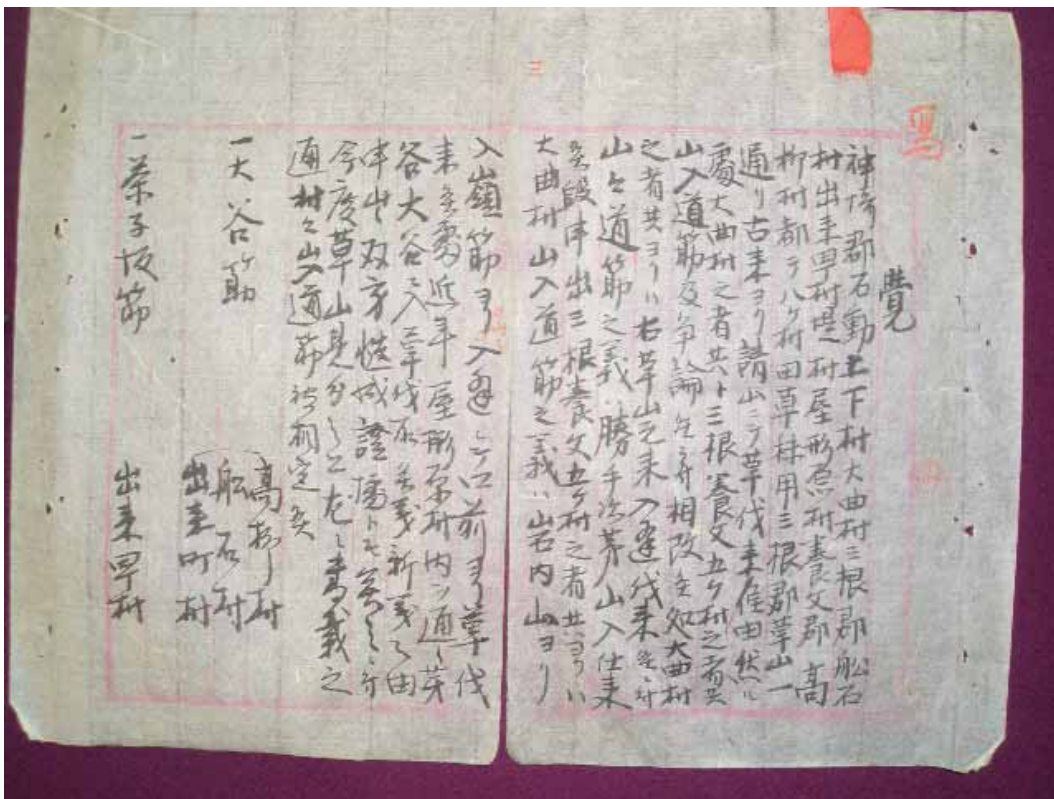
石動上下村

右の通り道筋、相定め候につき。自今以後、右道筋より往来仕り、以前の通り入り逢いにて互いに熟談（よく相談する）を以て草刈り申すべく候ということになった。

なお、「春草」は日限を村々よく相談して伐りとるべきである。もちろん「猥り（勝手）」に伐りとることは禁止する。要するにある村だけが「切り勝る（余計に刈りとる）」と、何かと争論がおこる根元であるから、村々よく「熟談」して伐り出すべきである。

右の趣はよく「会議（調査）」して定めたのであるから、今後、「違乱」のないよう「3郡」（三根郡・養父郡・神埼郡）の大庄屋にこの規定を渡しておくので、いささかも猥りの儀「があつてはならない。此上、もし、「非分」（道理にあわない）の儀があつたら処分するから、此の旨を守るべきである。

宝暦6年9月に、鍋島隼人が申し渡している。



乱為三之三郡一七去至(書分)
本後至予(主)子新櫻(天)
有(名)後(主)上(若)小(分)
義(於)為(一)且(科)の(在)仰(分)
多(間)其(右)の(大)開(五)如

寶曆二年九月 鍋島 卓久

神持形古名屋

小宮久毛御門

在勢所上下古御所

古屋中